蒲郡市空家等適正管理条例

（目的）

第１条　この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号。以下「法」という。）に基づき、空家等の適正な管理に関し、市、市民等及び所有者等の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、倒壊や火災等の事故、犯罪等を未然に防止し、もって良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　空家等　市内に所在する建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

（２）　特定空家等　そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適正な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

（３）　市民等　市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。

（４）　所有者等　空家等の所有者又は管理者をいう。

（市の責務）

第３条　市は、市民等及び所有者等に対して、空家等の適正な管理に関する知識の普及及び意識の向上について、必要な措置を講ずるものとする。

２　市は、空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な施策を実施するものとする。

（市民等の責務）

第４条　市民等は、市内に特定空家等が増えることにより、倒壊や火災等の事故、犯罪等又は環境上多くの社会的問題が生じ、市内の活気が失われることを認識し、空家等の適正な管理に努めなければならない。

（所有者等の責務）

第５条　所有者等は、空家等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、常に空家等を適正に管理しなければならない。

（情報提供）

第６条　市民等は、特定空家等を発見したときは、市にその情報を提供するよう努めるものとする。

（空家等対策計画）

第７条　市は、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、法第６条第１項に規定する空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めるものとする。

２　空家等対策計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

（１）　空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針

（２）　計画期間

（３）　空家等の調査に関する事項

（４）　所有者等による空家等の適正な管理の促進に関する事項

（５）　空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項

（６）　特定空家等に対する措置（第１１条の規定による助言若しくは指導、第１２条の規定による勧告、第１３条の規定による命令又は第１４条の規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項

（７）　市民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

（８）　空家等に関する対策の実施体制に関する事項

（９）　その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

３　市は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（協議会の設置等）

第８条　法第７条第１項の規定に基づく協議会として、蒲郡市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

２　協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

（１）　空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項

（２）　特定空家等の認定に関する事項

（３）　特定空家等に対する措置に関する事項

（４）　第１０条第３項の規定により実施する緊急安全措置に関する事項

（５）　その他空家等に関する対策に関し、市長が必要と認める事項

３　協議会は、市長及び委員１０人以内で組織する。

４　委員は、地域住民、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

５　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

６　委員は、再任されることができる。

７　協議会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

８　前各項に定めるもののほか、協議会の組織に関し必要な事項は、規則で定める。

（立入調査等）

第９条　市長は、空家等を発見したとき、又は第６条の規定による情報提供を受けたときは、法第９条第１項の規定により、空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの条例の施行のために必要な調査を行うことができる。

２　市長は、法第９条第２項の規定により、第１１条から第１３条までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

３　市長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、法第９条第３項の規定により、その５日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当

該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

４　第２項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

５　第２項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（緊急安全措置）

第１０条　市長は、特定空家等により、人の生命若しくは身体又は財産に危険な状態が切迫していると認められるときは、所有者等の同意を得て、危険な状態を回避するために必要な最低限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）をとることができる。この場合において、市長は、緊急安全措置に要した費用を当該所有者等に請求することができる。

２　市長は、緊急安全措置を実施するときは、当該所有者等に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

（１）　緊急安全措置の実施概要

（２）　緊急安全措置の概算費用

（３）　緊急安全措置に係る当該所有者等の費用負担

（４）　その他市長が必要と認める事項

３　市長は、緊急安全措置を実施する場合において、当該空家等の所有者等を確知できないとき、所有者等の同意を得るいとまがないときその他やむを得ない事由により当該空家等の所有者等の同意を得られないときは、第１項の規定にかかわらず、所有者等の同意を得ないで、緊急安全措置を実施することができる。

４　前項の場合において、市長は、あらかじめ、協議会において協議するものとし、第２項の規定による通知は、同項各号に掲げる事項を告示することをもってこれに代えるものとする。

（助言又は指導）

第１１条　市長は、法第１４条第１項の規定により、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険とな

るおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次条において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

（勧告）

第１２条　市長は、前条の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、法第１４条第２項の規定により、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の期限を定めて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう勧告することができる。

（命令）

第１３条　市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくて当該勧告に係る措置をとらなかった場合は、法第１４条第３項の規定により、当該勧告を受けた者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるよう命ずることができる。

（代執行）

第１４条　市長は、前条の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同条の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和２３年法律第４３号）の定めるところにより、自ら必要な措置を行い、又は第三者にこれを行わせ、その費用を当該所有者等から徴収することができる。

（関係機関への協力要請）

第１５条　市長は、必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察署その他の関係機関に協力を要請することができる。

（委任）

第１６条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成２５年１０月１日から施行する。

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。